特例入所の要件等の具体例について

特例入所の要件等については、国から具体的な事例が示されていないため、適用する際に、担当の介護支援専門員や受け入れる施設側が要件に該当するか否かを判断しやすくするため、以下のとおり具体例を示します。

１　特例入所に該当する事由については、以下のとおり参考例を示します。

(1)認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

具体例

（ア）介護保険の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がおおむねⅢa以上であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがほぼ毎日見られる者。

(2)知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

具体例

（ア）精神保健福祉手帳又は療育手帳に所持している者、それに準ずる者（介護保険の主治医意見書において、精神疾患系の病名が記載されている場合等）で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがほぼ毎日見られる者。

『意思疎通の困難さ』とは

具体例

（イ）介護保険の主治医意見書において、「３　心身の状態に関する意見」中、「日常の意思決定を行う認知能力」が『見守りが必要』以上となっている場合。及び「自分の意思の伝達能力」が『具体的要求に限られる』以上となっている場合は、意思疎通が困難な状況と判断されます。

(3)家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である（※　措置入所の要件となっていることから、発見時点で地区保健福祉センターへ通報）。

(4)単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

具体例

（ア）単身世帯または同居であっても、

　①同居家族が

１.高齢や障害・病弱である。

２.日中就労している（夜間就労昼間休息の場合も含む）。

３.慢性疾患により定期的な病院通院を要する。等の場合は、家族による支援が期待できない状況と判断されます。

なお、介護者が別居していても、近隣にいる場合は支援が期待できない状況には該当しません。

　②中山間地域に居住している者や本人のサービス利用拒否、金銭的理由により必要と考えるサービスを提供できていない場合は、在宅生活での困難性が見られる者と判断されます。

①及び②に該当する者

２　介護専門員等の意見の記載方法については、記載上の留意事項のとおりです。